

青森県上北郡野辺地町における再発防止策の実施状況について

公表資料

資料2

- 青森県上北郡野辺地町（以下「野辺地町」という。）の職員がUSBメモリ（以下「本件USB」という。）を紛失した結果、本件USBに記録されていた個人情報の漏えいのおそれが発生した事案について、個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は野辺地町に対し、令和5年11月29日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第157条の規定に基づく指導を行い、同法第156条に基づき再発防止策の実施状況を報告するよう求めていた。
- 野辺地町から報告のあった、再発防止策の実施状況に関して確認したところ、現時点において当委員会の指導事項を踏まえた一定の取組が認められた。当委員会としては、野辺地町が、再発防止策を確実に実施すること等を、引き続き注視していく。

指導の原因となる事実	指導の内容	策定した改善策の実施状況
<p>【媒体の管理等】 本件USBは定められた場所に保管されていたものの、当該保管場所の施錠が行われていなかった上、本件USBには、パスワード等によるアクセス制御も行われていなかった。</p>	<p>1. 法第66条第1項、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）に基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 令和5年10月6日、全所属長に対し「USBメモリの適正な取扱い」に関する通知（以下「10月6日付け通知」という。）を行い、同通知に基づき、全てのUSBメモリの保管を施錠可能な場所に変更した。・ 10月6日付け通知において、USBメモリは一時的な記憶媒体として使用し、使用後は必ずデータを消去することを徹底するよう周知した。・ 令和5年10月23日から11月13日にかけて、業務で使用する全てのUSBメモリの暗号化を実施した。・ 令和5年12月4日に抜き打ち点検を実施し、全部署においてUSBメモリの保管場所、施錠状況及び保存データの消去や暗号化の有効性が適切であることを確認した。
<p>【取扱状況の記録】 USBメモリの持ち出しや返却に関する管理台帳を作成しておらず、USBメモリの取扱状況について確認できる適切な手段が整備されていなかった。</p>	<p>2. 野辺地町において策定された再発防止策を確実に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 10月6日付け通知に基づき、USBメモリの使用簿を作成し、使用時及び返却時には、必ず管理者の確認を得るとともに、使用簿に記録する運用とした。・ 令和5年12月4日に、抜き打ち点検を実施し、全部署において使用簿による管理が適切に行われていることを確認した。
<p>【安全管理上の問題への対応】 野辺地町から当委員会への速やかな漏えい等報告が行われなかったことから、法第68条第1項の規定に則った適正な取扱いがなされておらず、保有個人情報の漏えい等の安全管理上の問題への対応が不十分であった。</p>		<ul style="list-style-type: none">・ 令和5年12月19日に「保有個人情報等の漏えい等に関する事務対応マニュアル」を作成し、漏えい等発生時の報告連絡体制等を整理した。令和6年1月9日に全所属長への説明会を実施し、全職員が閲覧可能である庁内グループウェアに掲示した。・ コンプライアンス研修を令和6年3月までに実施予定。・ 情報セキュリティ研修（管理職研修及び一般研修）を令和6年度に順次実施予定。・ 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、情報セキュリティポリシーの全部改正を行う。現在、見直し作業を進めており、令和6年3月までに完成、公表予定。

※下線部は今後実施予定のもの。